

議案第 44 号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例一部改正の件

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように
改正する。

平成30年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条
令第76号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「規定する児童発達支援をいう。以下同じ」を「規定する
児童発達支援をいう」に、「医療型児童発達支援をいう。以下同じ」を「医療型児
童発達支援をいう」に、「放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）」を「放課
後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第 5 項に規定
する居宅訪問型児童発達支援をいう。）」に、「同条第 5 項」を「同条第 6 項」に、
「保育所等訪問支援をいう。以下同じ」を「保育所等訪問支援をいう」に改める。

第44条の次に次の 1 条を加える。

（職場への定着のための支援の実施）

第44条の 2 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活
介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者
について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者
が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなけれ
ばならない。

第51条中「、施行規則第 6 条の 7 第 1 号に規定する者に対して」を削る。

第55条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第56条中「、施行規則第6条の7第2号に規定する者に対して」を削る。

第60条中「第45条」を「第44条の2」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

（通勤のための訓練の実施）

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

第69条中「第43条」の次に「、第44条、第45条」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 45 号

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例一部改正の
件

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例の一部を改正する条例

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「同条第 5 項」を「同条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1 日から施行する。

議案第 46 号

富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第12条第12項各号列記以外の部分中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加え、同項第1号中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加え、「職員」を「従業者」に改め、同項第2号中「職員」を「従業者」に改める。

第18条に次の1項を加える。

- 5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 47 号

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第13条第 6 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第12項第 1 号中「職員」を「従業者」に改め、同項第 3 号中「職員」を「従業者」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第17条に次の 1 項を加える。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

議案第 48 号

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第7条中「）及び」を「）に」に、「、特別養護老人ホーム及び」を「の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第41条第2項（第53条において準用する場合を含む。）の規定により配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）」、特別養護老人ホームに」に、「）を併設する場合」を「）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員」に、「又は地域密着型特別養護老人ホーム及び」を「の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームに」に、「場合の」を「場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの」に改め、「（第41条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）」を削る。

第8条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第12条第7項及び第13条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を

講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第23条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第35条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第37条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第46条第9項第2号中「職員」を「従業者」に改め、同項第4号中「職員」を「従業者」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第5条から第7条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 49 号

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条—第47条）」を「第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準（第42条の 3・第42条の 4）」に、第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準（第43条—第47条）」を「第 5 節 削除」を「第 5 節 共生型居宅サービスに関する基準（第 114 条—第 131 条）」に、「第 6 節 基準該当居宅サービスに関する基準（第 182 条—第 188 条）」を「第 6 節 共生型居宅サービスに関する基準（第 181 条の 2・第 181 条の 3）」に、第 7 節 基準該当居宅サービスに関する基準（第 182 条—第 188 条）」を改める。

第 1 条中「同じ。）」の次に「、第72条の 2 第 1 項各号」を加える。

第 2 条第 2 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 共生型居宅サービス 法第72条の 2 第 1 項の申請に係る法第41条第 1 項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。

第11条中「居宅介護支援事業者」の次に「（法第 8 条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加える。

第14条中「富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年富山県条例第 4 号。以下「指定居宅介護支

援基準条例」という。)第16条第9号」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。第36条の2において「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号」に改める。

第15条第1項中「する者」の次に「(以下「居宅介護支援事業者等」という。)」を加える。

第29条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第36条の次に次の1条を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第36条の2 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第165条第2項において同じ。)の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第42条の3 訪問介護に係る共生型居宅サービス(以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。)の事業を行う指定居宅介護事業者(富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第74号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。)及び重度訪問介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条及び第181条の2において「障害者総合支援法」という。)第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。

同号において同じ。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定居宅介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。)又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護(指定障害福祉サービス基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(以下この号において「指定居宅介護等」という。)の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条の4 第5条、第6条(第1項を除く。)及び第7条並びに前節の規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者(」とあるのは「利用者(共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、)」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第59条中「第32条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第63条中「第37条まで」を「第36条まで、第37条」に改める。

第65条第5項中「第171条第10項」を「第171条第14項」に改める。

第69条第1項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第79条中「第32条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第81条第1項中「、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上

の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第81条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第82条の見出し中「の要件」を削り、同条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第90条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第91条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第92条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第95条第1項第1号中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第3項を削る。

第96条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第105条第4号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第113条中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第114条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第125条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第135条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号。以下この条において「指定通所支援基準条例」と

いう。)第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準条例第125条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準条例第135条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第124条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス基準条例第134条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第 115 条 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条の 2、第 56 条、第 99 条、第 101 条及び第 102 条第 4 項並びに前節（第 113 条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 107 条に規定する運営規程をいう。第 34 条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第 28 条及び第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 102 条第 4 項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 105 条第 2 号、第 106 条第 5 項及び第 108 条第 3 項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 112 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第 116 条から第 131 条まで 削除

第 135 条中「第 37 条まで」を「第 36 条まで、第 37 条」に改める。

第 138 条第 1 項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第 142 条第 1 項中「作業療法士」の次に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第 148 条第 4 項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第 153 条第 2 項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第 165 条第 2 項中「（指定居宅介護支援基準条例第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第 168 条中「第 34 条から」の次に「第 36 条まで、第 37 条から」を加える。

第 188 条中「第 37 条まで」を「第 36 条まで、第 37 条」に改め、「静養室等」との次に「、第 167 条第 2 項第 3 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは

「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」とを加える。

第9章中第6節を第7節とし、第5節の次に次の1節を加える。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第181条の2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス基準条例第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が、9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第42条の2、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節（第168条を除く。）

の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第3号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第190条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第191条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年富山県条例第 号）第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第192条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第202条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第 207 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第 215 条に次の 1 号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者

第 226 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第 237 条中「第 34 条から」の次に「第 36 条まで、第 37 条から」を加える。

第 238 条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第 248 条中「第 34 条から」の次に「第 36 条まで、第 37 条から」を加える。

第 255 条第 1 号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の 1 号を加える。

- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第 256 条第 4 項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第 263 条中「第 35 条」の次に「、第 36 条、第 37 条」を加える。

第 265 条中「から第 37 条まで」を「、第 36 条、第 37 条」に改める。

第 276 条中「第 35 条」の次に「、第 36 条、第 37 条」を、「「利用者」と」の次に「、第 33 条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と」を加える。

附則中第 16 条を第 19 条とし、第 11 条から第 15 条までを 3 条ずつ繰り下げ、第 10 条

の次に次の3条を加える。

第11条 第218条の規定にかかわらず、療養病床等（基準省令附則第14条に規定する療養病床等をいう。以下この条から附則第13条までにおいて同じ。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第13条において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数

第12条 第240条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適當数とする。

第13条 第220条及び第242条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第255条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の第90条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、この条例による改正前の第90条から第92条まで及び第95条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

議案第 50 号

富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第 166 条—第 172 条）」を

「第 7 節 共生型介護予防サービスに関する基準（第 165 条の 2 ・第 165 条の 3）

第 8 節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第 166 条—第 172 条）」

に改める。

第 1 条中「同じ。）」の次に「、第 115 条の 2 の 2 第 1 項各号」を加える。

第 2 条第 2 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 共生型介護予防サービス 法第 115 条の 2 の 2 第 1 項の申請に係る法第 53 条第 1 項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第 80 条第 1 項中「、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要

な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

第80条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第81条第1項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第88条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第89条第1項第1号イ中「、看護職員」を削り、同項第3号を削る。

第90条第1項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第92条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 通常の事業の実施地域

第96条第3項を削る。

第119条第1項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を加える。

第130条第4項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「もの（以下）」の次に「この節及び次節において」を加える。

第9章中第7節を第8節とし、第6節の次に次の1節を加える。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）

第165条の2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号。以下この条において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第103条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障

害福祉サービス基準条例第99条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11、第57条、第121条の2及び第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節(第143条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第3号中「次条において準用する第51条の13第2項」とあるのは「第51条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第52条の3」とあるのは「第52条の3」と、同項第5号中「次条に

において準用する第55条の8第2項」とあるのは「第55条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第55条の10第2項」とあるのは「第55条の10第2項」と読み替えるものとする。

第174条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第175条第1項第4号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年富山県条例第 号）第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。第192条及び第196条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第176条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第180条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第192条第1項に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第196条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第212条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図る

ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第226条中「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第251条第1号中「利用料」の次に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の1号を加える。

- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第252条第4項中「利用者」の次に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則中第13条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

第13条 第204条の規定にかかわらず、療養病床等（基準省令附則第19条に規定する療養病床等をいう。以下この条から附則第15条までにおいて同じ。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第15条において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、

置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

第14条 第228条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

第15条 第206条及び第230条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第251条第1号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の第88条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、この条例による改正前の第88条から第90条まで及び第96条第3項の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

議案第 51 号

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「）及び」を「）に」に、「又は指定介護老人福祉施設及び」を「の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第53条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に、「をいう。）」を「をいう。以下この項において同じ。）」に、「場合の」を「場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の」に、「第53条第2項」を「指定地域密着型サービス基準第167条第2項」に改める。

第9条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第25条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第25条の2 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第5条第1項第1号の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第52条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

附則第5条から第7条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 52 号

富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合の」の次に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」を加え、同条第6項各号列記以外の部分中「又は病院」を「若しくは介護医療院又は病院」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

第4条第7項各号列記以外の部分及び第1号並びに第5条第1項各号列記以外の部分中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第16条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条第1項各号列記以外の部分中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しく

は」に改める。

第47条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第4条から第7条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第8条中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「第6条第5号ア」を「第6条第1項第5号ア」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 53 号

富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項中「）及び」を「以下この項において同じ。）に」に改め、「場合の」の次に「指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の」を加える。

第17条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第48条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第9条から第12条までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 54 号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第68条第 4 項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師
をいう。以下この条及び第82条において同じ。）」に改め、同条第 8 項及び第12項
中「看護師」を「看護職員」に改める。

第82条第 7 項及び第 9 項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1 日から施行する。

議案第 55 号

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 節 基準該当通所支援に関する基準（第56条—第61条の 2）」を
「第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準（第55条の 3—第55条の 6）」に、
第 6 節 基準該当通所支援に関する基準（第56条—第61条の 2）」
「第 5 節 基準該当通所支援に関する基準（第79条—第81条）」を
第 5 章 保育所等訪問支援」
「第 5 節 共生型障害児通所支援に関する基準（第78条の 2）」
第 6 節 基準該当通所支援に関する基準（第79条—第81条）」
第 5 章 居宅訪問型児童発達支援
第 1 節 基本方針（第81条の 2）」に、「第 6 章」
第 2 節 人員に関する基準（第81条の 3・第81条の 4）」
第 3 節 設備に関する基準（第81条の 5）」
第 4 節 運営に関する基準（第81条の 6—第81条の 9）」
第 6 章 保育所等訪問支援」

を「第 7 章」に改める。

第 1 条中「第21条の 5 の15第 2 項第 1 号」を「第21条の 5 の15第 3 項第 1 号」に、
「並びに第21条の 5 の18第 1 項及び第 2 項」を「、第21条の 5 の17第 1 項各号並び
に第21条の 5 の19第 1 項及び第 2 項」に改める。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第 6 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 9 項」に

改め、同項第5号中「第21条の5の28第1項」を「第21条の5の29第1項」に改め、同項第10号中「第21条の5の28第3項」を「第21条の5の29第3項」に改め、同項第12号中「指定放課後等デイサービスの事業」の次に「、第81条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同項第13号とし、同項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第3条第3項中「第21条、第50条及び第73条において」を「以下」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第6条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員（富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）第28条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。））、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同項第2号中「（平成24年富山県条例第71号）」を削り、同条第2項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第6条第3項第2号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」に改め、同項第3号中「（富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）」を削り、同条第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7

項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第4項第1号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第27条に次の2項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第49条第1項中「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第50条第1項中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

第51条第3項中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改める。

第52条第2項中「（昭和22年法律第26号）」を削る。

第56条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第59条中「前節」を「第4節」に改める。

第60条中「（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」、「（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）」及び「（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削る。

第61条各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護等を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項並びに第55条の2の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については適用しない。

第61条第1号中「（指定居宅サービス基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。）」を削る。

第61条の2各号列記以外の部分を次のように改める。

次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項並びに第55条の2の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第61条の2第1号中「（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号中「にあっては12人」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっ

ては12人」に改める。

第2章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第55条の3 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。第60条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第55条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号。以下「指定居宅サービス基準条例」という。）第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第61条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス基準条例第102条第2項第1号又は指定地域密着型サービ

ス基準第22条第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第61条第1号において同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)
第55条の5 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第61条の2において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第61条の2において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)

の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第95条の2に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第131条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第141条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（第78条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第61条の2において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第61条の2において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）（第61条の2において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービ

スの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号若しくは第175条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第55条の6 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第63条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第70条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第70条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定医療型

児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第71条中「第27条」の次に「（第4項及び第5項を除く。）」を加え、「、第49条第1項」を削り、「第67条」と、「」の次に「第27条第1項及び」を、「体制」と」の次に「、第55条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と」を加える。

第73条第1項第1号中「学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下この条及び第79条において「障害福祉サービス経験者」という。）」を「障害福祉サービス経験者」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

第73条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第77条の2を削る。

第78条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「第28条」を「第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第1号」に改める。

第81条中「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第77条（第1項を除く。）及び第77条の2」を「及び第77条（第1項を除く。）」に改める。

第4章中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型障害児通所支援に関する基準

（準用）

第78条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条か

ら第55条の5まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第90条中「並びに第83条第1項」を「、第81条の3第1項並びに第83条第1項」に、「、第83条第1項」を「、第81条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第83条第1項」に改める。

第6章を第7章とする。

第85条を次のように改める。

（準用）

第85条 第81条の5の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第86条から第88条までを次のように改める。

第86条から第88条まで 削除

第89条中「第25条」を「第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条」に、「から第51条まで、第52条第1項及び」を「、第50条、第51条、第52条第1項、」に改め、「第55条の2まで」の次に「、第70条の2及び第81条の6から第81条の8まで」を加え、「第88条」を「第89条において準用する第81条の8」に、「第87条」と、「」を「第89条において準用する第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第89条において準用する第81条の7第2項」と、第27条第1項及び」に改め、「体制」と」の次に「、第55条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と」を加える。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第81条の2 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第81条の3 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

(2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第1号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第81条の4 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第81条の3第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第81条の5 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場

合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第81条の6 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第81条の7 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第81条の8 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条の2まで及び第70条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条の7第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第1号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 56 号

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 4 条各号列記以外の部分中「第24条の 9 第 2 項」を「第24条の 9 第 3 項」に、「第21条の 5 の15第 2 項第 1 号」を「第21条の 5 の15第 3 項第 1 号」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第 4 項を削る。

第 6 条第 6 項を削る。

第47条第 1 項中「第 5 条第16項」を「第 5 条第18項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

議案第 57 号

富山県医療法に基づく病院及び診療所の病床数の補正、人員、施設等
に関する条例一部改正の件

富山県医療法に基づく病院及び診療所の病床数の補正、人員、施設等に関する条
例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県医療法に基づく病院及び診療所の病床数の補正、人員、施設等
に関する条例の一部を改正する条例

富山県医療法に基づく病院及び診療所の病床数の補正、人員、施設等に関する条
例（平成24年富山県条例第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「、総務省」及び「、財務省、林野庁」を削り、「独立行
政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、同項
第2号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床
であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら
用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同条第2項中「、無
菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当
該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病
床が同一病院内に確保されているもの」を削り、「許可又は」を「許可若しくは」に
改め、「の許可の申請があった日前」の次に「又は法第7条の2第3項の規定によ
る命令若しくは法第30条の12第1項において読み替えて準用する法第7条の2第3
項の規定による要請（以下この項において「命令等」という。）をしようとする日
前」を、「当該許可の申請があった日前」の次に「又は当該命令等をしようとする
日前」を加え、同条第3項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾
患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了
後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるも
の」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改

正規定及び同条第2項の改正規定（「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

富山県看護学生修学資金貸与条例一部改正の件

富山県看護学生修学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県看護学生修学資金貸与条例の一部を改正する条例

富山県看護学生修学資金貸与条例（昭和39年富山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 1 項 の 表 を 次 の よう に 改 め る。

区分		貸与額（月額）	
保健師、助産師又は看護師の養成施設	大学	国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他これらに準ずる者として知事が認める者（以下この表において「国、地方公共団体等」という。）が設置する大学	36,000円
		国、地方公共団体等以外の者が設置する大学	40,000円
	大学以外の養成施設	国、地方公共団体等が設置する養成施設	32,000円
		国、地方公共団体等以外の者が設置する養成施設	36,000円
准看護師の養成施設	国、地方公共団体等が設置する養成施設	15,000円	
	国、地方公共団体等以外の者が設置する養成施設	21,000円	
修士課程	国、地方公共団体等が設置する大学の修士課程	36,000円	
	国、地方公共団体等以外の者が設置する大学の修士課程	40,000円	

別表第 1 中 11 の 項 を 12 の 項 と し、 10 の 項 を 11 の 項 と し、 9 の 項 を 10 の 項 と し、 8 の 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

9 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
別表第2中「11の項」を「12の項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

富山県薬事研究所条例一部改正の件

富山県薬事研究所条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例

富山県薬事研究所条例（昭和60年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県薬事総合研究開発センター条例

第 1 条中「富山県薬事研究所」を「富山県薬事総合研究開発センター」に改める。

第 2 条の見出しを「（設置等）」に改め、同条中「和漢薬及びバイオテクノロジーに関する試験研究その他の薬事に関する試験研究並びに技術指導等」を「薬事に関する研究開発、試験、分析、技術指導その他これらに附帯する業務」に、「富山県薬事研究所（以下「薬事研究所」を「富山県薬事総合研究開発センター（以下「薬事総合研究開発センター）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 薬事総合研究開発センターは、次の表の左欄に掲げる施設をもつて構成し、これらの施設の位置は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

富山県薬事総合研究開発センター創薬研究開発センター	射水市
富山県薬事総合研究開発センター製剤開発支援センター	
富山県薬事総合研究開発センター薬用植物指導センター	中新川郡上市町

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「薬事研究所」を「薬事総合研究開発センター」に改め、「に試験」の次に「、分析」を加え、同条第 2 項中「薬事研究所」を「薬事総合研究開発センター」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条に次の 1 項を加え、同条を第 4 条とする。

2 前項の規定にかかわらず、県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者に係る使用料又は手数料の額は、同項に定める額に 100 分の 150 を乗じて

得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「薬事研究所」を「薬事総合研究開発センター」に改め、同条を第7条とする。

第9条各号列記以外の部分中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条第2号中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改め、同条第4号中「薬事研究所」を「薬事総合研究開発センター」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

別表中「第5条」を「第4条」に改め、同表の1の表中「200円以上5,100円」を「100円以上16,900円」に、「1,000円」を「3,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定（富山県薬事総合研究開発センター創薬研究開発センターに係る部分に限る。）及び別表の1の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県薬事研究所条例第4条第1項の規定により利用又は依頼の承認を受けている者は、この条例による改正後の富山県薬事総合研究開発センター条例（次項において「新条例」という。）第3条第1項の規定により利用又は依頼の承認を受けている者とみなす。
- 3 前項の規定により新条例第3条第1項の規定による利用又は依頼の承認を受けている者とみなされる者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、新条例第4条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 60 号

富山県工業技術センター条例一部改正の件

富山県工業技術センター条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県工業技術センター条例の一部を改正する条例

富山県工業技術センター条例（昭和61年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県産業技術研究開発センター条例

第 1 条中「富山県工業技術センター」を「富山県産業技術研究開発センター」に改める。

第 2 条第 1 項中「工業に」を「産業技術に」に、「試験研究及び技術指導」を「研究開発、試験、分析、指導」に、「生産技術の向上」を「産業技術の高度化」に、「工業の」を「産業の」に、「富山県工業技術センター（以下「工業技術センター」）を「富山県産業技術研究開発センター（以下「産業技術研究開発センター」に改め、同条第 2 項の表以外の部分中「工業技術センター」を「産業技術研究開発センター」に改め、同項の表を次のように改める。

富山県産業技術研究開発センターものづくり研究開発センター	高岡市
富山県産業技術研究開発センター生活工学研究所	南砺市
富山県産業技術研究開発センター機械電子研究所	富山市

第 3 条中「工業技術センター」を「産業技術研究開発センター」に改める。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者に係る使用料又は手数料の額は、同項に定める額に 100 分の 150 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第 7 条及び第 8 条第 5 号中「工業技術センター」を「産業技術研究開発センター」に改める。

別表の 2 の表の 2 の項中「6,100 円」を「8,800 円」に改め、同表の 4 の項中「5,000 円」を「5,700 円」に改め、同表の 8 の項中「79,800 円」を「17,000 円」に改め、同表の 9 の項中「15,400 円」を「14,600 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県工業技術センター条例第3条第1項の規定により利用又は依頼の承認を受けている者は、この条例による改正後の富山県産業技術研究開発センター条例（次項において「新条例」という。）第3条第1項の規定により利用又は依頼の承認を受けている者とみなす。
- 3 前項の規定により新条例第3条第1項の規定による利用又は依頼の承認を受けている者とみなされる者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、新条例第4条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 61 号

富山県総合デザインセンター条例一部改正の件

富山県総合デザインセンター条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例

富山県総合デザインセンター条例（平成11年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者に係る使用料（別表 1 に掲げる施設の使用料を除く。）の額は、同項に定める額に 100 分の 150 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この条例による改正後の第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 62 号

富山県家畜保健衛生所条例一部改正の件

富山県家畜保健衛生所条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

富山県家畜保健衛生所条例（昭和25年富山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 4 条 第 2 項 を 次 の よ う に 改 め る。

- 2 手数料の額は、1 件につき、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）第 117 条 第 1 項 に 規 定 す る 診 療 そ の 他 の 行 為 に よ っ て 組 合 員 等 が 負 担 す べ き 費 用 の 内 容 に 応 じ て 農 林 水 産 大 臣 が 定 め る 点 数 に 10 円 を 乗 じ て 得 た 額 と す る。 た だ し、こ れ に よ り 難 い 場 合 に あ っ て は、実 費 と す る。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

議案第 63 号

富山県建築基準法施行条例一部改正の件

富山県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

富山県建築基準法施行条例（平成14年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第26条の表以外の部分及び表中「又は第 2 種低層住居専用地域」を「、第 2 種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

議案第 64 号

富山県営住宅条例一部改正の件

富山県営住宅条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県営住宅条例の一部を改正する条例

富山県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「2人」を削る。

第15条第1項中「申告」を「規定による申告」に、「第35条」を「第35条第1項」に、「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条に次の1項を加える。

4 知事は、入居者（省令第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。第30条第2項において同じ。）が次条第1項の規定による申告をすること及び第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃の額を、毎年度、省令第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に応じ、次条第2項の規定により認定した収入（同条第3項の規定により更正された場合には、その更正後の収入）に基づき、令第2条に規定する方法により算出した額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合には、近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額）とすることができる。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第4項に規定する入居者であつて、知事が省令第9条に規定する方法により当該入居者の収入を把握するものについては、この限りでない。

第16条第2項中「申告」を「規定による申告又は省令第9条に規定する方法により把握した収入」に改め、「認定し、」の次に「当該認定した収入を」を加え、同条第3項中「更正し、」の次に「その更正後の収入を」を加える。

第30条第1項中「算定」を「算出」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、入居者が前項の規定に該当する場合において第16条第1項の規定による申告をすること及び第35条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難

な事情にあると認めるときは、第15条第4項及び前項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃の額を、毎年度、近傍同種の住宅の家賃の額以下で令第8条第3項において読み替えて準用する同条第2項に規定する方法により算出した額とすることができる。

第33条第1項中「第30条第1項」を「第4項並びに第30条第1項及び第2項」に改める。

第35条第1項第2号中「、第30条第1項」を「若しくは第4項、第30条第1項若しくは第2項」に改め、同項第3号中「第30条第2項」を「第30条第3項」に改める。

第38条中「、第30条第1項」を「若しくは第4項、第30条第1項若しくは第2項」に改める。

第48条中「、第30条第1項及び」を「及び第4項、第30条第1項及び第2項並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第 65 号

富山県奨学資金貸与条例一部改正の件

富山県奨学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

富山県奨学資金貸与条例（平成7年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「学資金（）」を「学資貸与金（）」に、「学資金又は」を「学資貸与金又は」に改め、同条第4項第2号中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「、奨学資金」を「、当該一般奨学資金」に改め、同項第4号中「学資金」を「学資貸与金」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「、奨学資金」を「、当該大学院奨学資金」に改め、同項第3号中「学資金」を「学資貸与金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 66 号

市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,650 人」を「5,615 人」に、「32人」を「37人」に、「51人」を「44人」に、「284 人」を「278 人」に改める。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

議案第 67 号

富山県警察の組織等に関する条例一部改正の件

富山県警察の組織等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例

富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 第 1 項 中「生活安全部」の次に「、地域部」を加え、同条第 3 項 中 第 2 号 及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 地域部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域警察に関すること。
- (2) 山岳警備に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、警らに関すること。

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

議案第 68 号

富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例一部改正の件

富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

第18条中「第2条第11項第3号」を「第2条第13項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

富山県医療施設耐震化臨時特例基金条例廃止の件

富山県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例

富山県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第62号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 70 号

富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例廃止の件

富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基
準等を定める条例を廃止する条例を次のように定める。

平成30年 2月26日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営
に関する基準等を定める条例を廃止する条例

富山県介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基
準等を定める条例（平成26年富山県条例第 4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。